

---

# ふじのくに文化振興基本計画

(2018年度から2021年度まで)

---

—文化「を」ささえる ⇔ 文化「が」ささえる—

静 岡 県

## 感性豊かな地域社会の形成に向けて ～ふじのくに文化振興基本計画の理念～



このたび、静岡県では「静岡県文化振興基本条例」に基づき、「ふじのくに文化振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、平成30年度から10年間の文化政策について、静岡県が「誰に対しても開かれ、人々が自由に文化を享受し、また創造し、互いの価値観や違いを認め合う社会」となること、すなわち「感性豊かな地域社会」が形成されることを、基本目標に掲げるとともに、その達成に向け、今後4年間の具体的施策を定めております。

本計画期間内には、本県を会場とした東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、国内外に静岡県の魅力を伝える絶好の機会が訪れます。県では、2020年に向けて「文化プログラム」を全県で展開し、静岡県の持つ文化力を世界に向けて発信してまいります。

また、「文化プログラム」の実施を通じ、福祉や教育、産業など幅広い分野と連携し、文化が地域・社会の様々な課題に対応する、すなわち「文化『が』社会をささえる」活動への支援を充実させていきます。さらに、その仕組みを応用・発展させ、社会全体で「文化『を』ささえる」体制づくりを進めてまいります。

加えて、県の将来を担う子どもや若者に対し、文化芸術の鑑賞機会を拡充するとともに、自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進するため、学校教育での演劇の活用などを図ります。

さらに、SPAC（静岡県舞台芸術センター）の創造活動を中心とした「演劇の都」静岡の発信や、県民が多様な場で音楽に親しむ環境の整備による「音楽文化の振興」などの施策に取り組んでまいります。

計画の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました静岡県文化政策審議会の委員の皆様、文化関係団体をはじめとする県民の皆様に心から感謝申し上げます。感性豊かな地域社会の形成に向けて、今後とも皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

静岡県知事 川勝平太

# ふじのくに文化振興基本計画 (静岡県文化振興基本計画)

## 目 次

序 章 文化振興基本計画とは	1
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 計画の位置付け	
4 第4期計画の方向性	
○施策の体系図	8
第1章 文化振興の基本目標	10
1 第4期計画の基本目標	
2 基本目標の考え方	
3 静岡県の目指す姿（概ね10年後）	
第2章 施策展開	13
1 重点施策	
重点施策1 子どもが文化と出会う機会の充実	
重点施策2 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり	
重点施策3 創造活動の実現と環境づくり	
重点施策4 文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上	
重点施策5 地域・社会の様々な課題への文化力の活用	
—文化「が」ささえる—	
重点施策6 文化を支援する機能の強化	
—文化「を」ささえる—	
2 推進主体の役割	
第3章 政策評価	35
1 政策評価について	
2 第4期計画における取組	
資料編	37
用語解説	
県有施設・機関の役割	
計画策定までの経緯	
静岡県文化政策審議会委員名簿	
静岡県文化振興基本条例	



# 序 章 | 文化振興基本計画とは

## 1 計画の目的

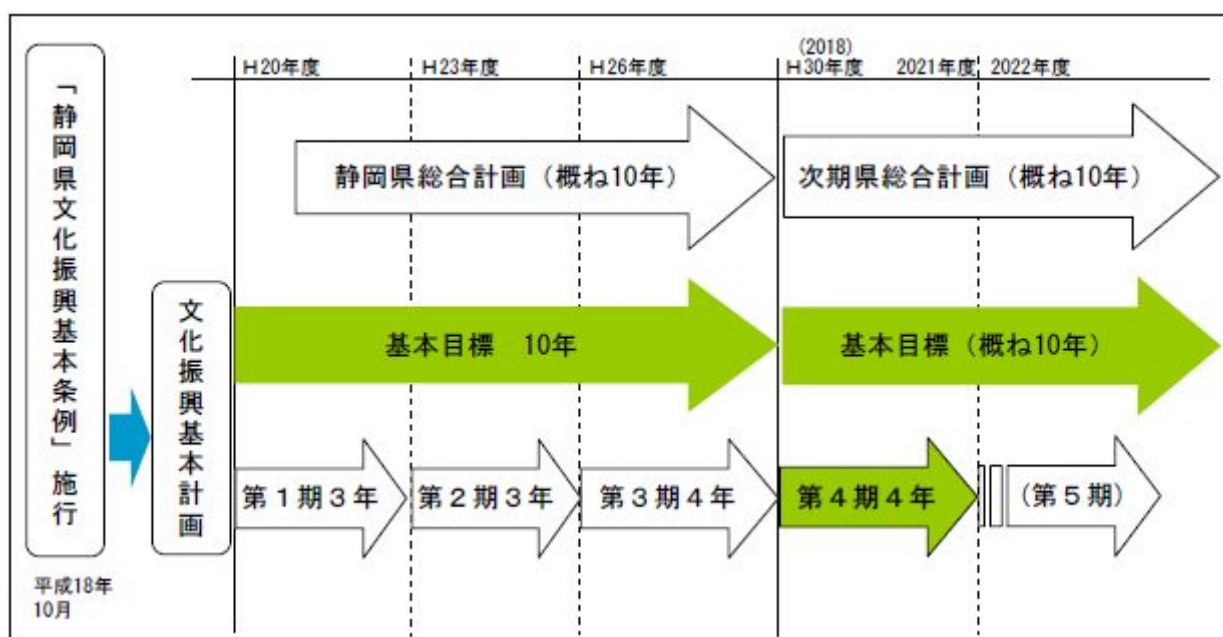
「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下、「条例」という。）第6条に基づいて策定するもので、文化振興の目標や進める施策を明らかにし、本県の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

## 2 計画期間

文化振興は、その成果が発揮されるまでに比較的長い期間を要することから、長期的視点に立って取組を進めることが重要です。

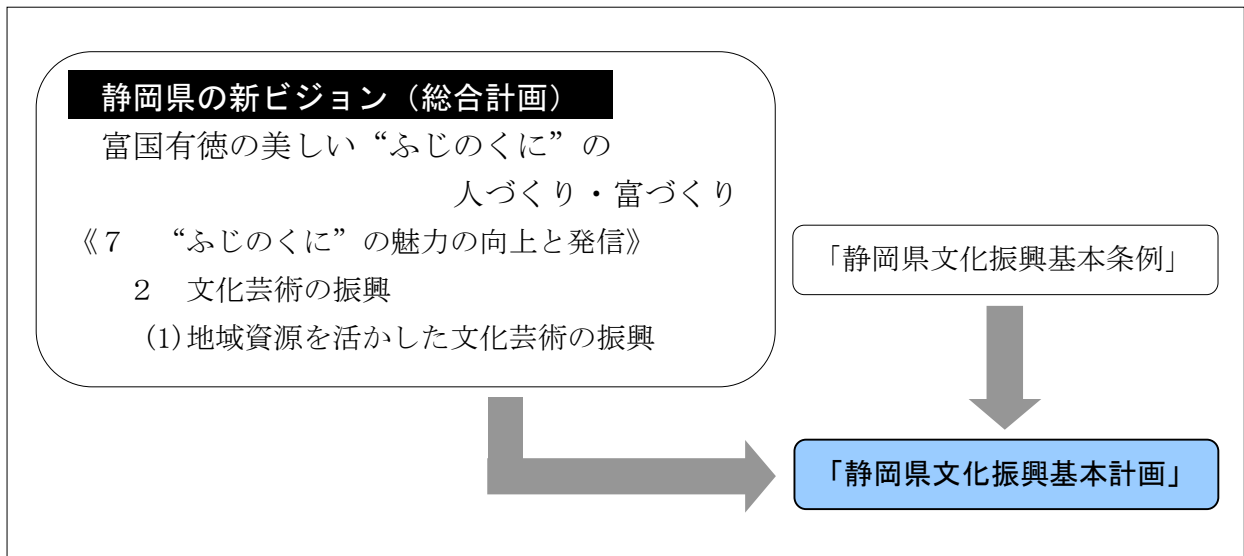
これまで、平成20年度から10年間を見据えた基本目標のもと、第1期（平成20年度から平成22年度）、第2期（平成23年度から平成25年度）、第3期（平成26年度から平成29年度）ごとに文化振興基本計画を策定しました。

平成30年度からは、新たに概ね10年間の基本目標を定め、またその達成に向け取り組むための第4期計画（平成30年度（2018年度）から2021年度までの4年間）を定めます。



### 3 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン（総合計画）の文化振興に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにする、本県の文化振興の基本となる計画です。



### 4 第4期計画の方向性

#### ○ 文化の範囲とその価値

「文化」という言葉の示す範囲は非常に広く、衣食住をはじめとする暮らしの全般にわたります。

本計画では、「芸術」「技芸」「芸能」のみに留まらず、「文化」という言葉の範囲を広く捉えるとともに、文化が有する価値や、文化が個人や社会・経済、地域などに及ぼす力を改めて確認することにより、文化振興が幅広い分野にわたって全ての人に関わる政策であることを基本的な考え方としています。

また、文化には、「人生を豊かにし、人間性を育む」「自己表現の力を養い他者を尊重する心を育む」「創造性を育む」といった価値があります。

#### ○ 文化振興の意義

静岡県は、次の2つの理由から文化政策を行います。

##### 1 県民等の文化権（文化的人権）を守る

文化には、それ自体に意義と価値があります。文化は、それぞれの地域や時代における共通の拠り所として存在しており、様々な属性（性別、年齢、国籍、障害の有無、職業等）に関わらず、その地域に生きる、また訪れる誰もが主体的かつ自由に、触れ、味わい、またこれを基に新たな価値を生み出す（創造する）ことができるものです。

これを、「文化権（文化的人権）」と呼びます。

社会を支える役割を持つ行政は、この文化権を守るために、的確な政策を立案、実施しなければなりません。

## 2 静岡県を文化の力で発展させる

文化には、それ自体の価値に加え、その応用により次の価値を生み出す可能性があります。

- ・豊かな感性を育み、次世代の人材を育てる
- ・社会のつながりや地域への愛着を生み出す
- ・医療、福祉、災害等の現場への活用
- ・産業や経済における高付加価値化
- ・観光における重要な要素

これらの価値を認識し、政策によって効果を高めることは、地域社会にとって有益です。住民にとっても、アイデンティティが磨き上げられ、地域に対する誇りを強く持つことで、社会活動へ参加する動機付けを得ることになります。

魅力ある文化は、地域の外にいる人々に対しては「異文化」としての刺激となり、その異文化に惹き付けられた人々は、多様性の大切さに気付き、他者と相互に理解し合うようになります。

また、文化の魅力がその地域への移住の動機となる可能性もあります。

これからの時代、行政が地域の持続的発展を図るためには、これまで以上に文化的な戦略が必要です。明確な政策目的と将来像をもって、個性的、選択的及び重点的な資源の投入を行う必要があります。

### ○ 静岡県と文化を取り巻く情勢

現在、静岡県を取り巻く環境は、内外に大きな変化が起こっています。

県内在住の人口は、平成 19 年 12 月の約 379 万人をピークに、自然減とともに、主に働き盛り世代が他に流出したため（社会減）、減少局面を迎えています。2040 年の人口構成は、高齢者人口（65 歳以上）が 37.0%を占めるという超高齢社会を迎える見込みです。

一方、交通や通信網、メディア環境が発達し、ヒト・モノ・カネ・情報の移動の高速化、広範囲化が図られ、競争の激化から様々な格差が生じています。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、復興の過程における音楽や芸術が被災者の心の支えとなるとともに、地域コミュニティの強化再生に資するものとして、本県においても、文化が果たす役割に改めて注目が集まりました。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」、平成 24 年 6 月成立）」に基づき、各地の文化施設が「新しい広場」「世界への窓」として、文化芸術の継承、創造、発信の場であるとともに、人々の創造性を育み、共に生きる絆を形成するた

めの地域の文化拠点と位置付けられました。

つまり、文化施設は、従来の「施設（ハコモノ）」ではなく、アートマネジメント等の文化の専門職の人材がサービスを提供することで公益を実現する「機関」として位置付けられています。

また、「文化芸術基本法」が平成 29 年 6 月に改正されました。

改正の理念としては、「年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境整備」の必要性や、表現の自由を、「文化芸術の礎」としてその重要性を認識すること等が盛り込まれました。

さらに、芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化に関連する分野の施策についても法の範囲と規定され、文化により生み出される様々な価値を、その更なる発展、継承及び創造につなげていくことの重要性が明記されました。

2020 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック憲章は、「オリンピズムは、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するもの（根本原則）」と定めています。またこれに関し「文化プログラム」を実施するとしています（規則 39）。

静岡県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける「文化プログラム」として、大会組織委員会や国の動きと並行して、文化プログラムの「推進委員会」を通じ、オリンピック・パラリンピック大会後にも続く「レガシー（遺産）」の創出に向けた事業に取り組んでいます。

また、社会基盤や日々の暮らしを支えるものとして、工業、工芸、服飾などの「技能」とそれに携る人々の存在があります。

静岡県では、優れた技術を持つ方を顕彰し、その技能を戦略的、継続的に次世代につなげていくことに取り組んでいます。

文化の分野においても、芸術の中で育まれてきた技能、すなわち「技芸」としての楽しさや素晴らしさを、特に次世代に対して伝えていくことが求められています。

県は、これら内外の変化に対応し、県民や文化に携わる団体等が文化を通して地域で豊かに生きることができる環境を、文化政策を通して整えていきます。

## ○ 第 3 期計画における文化政策の振り返り

第 4 期計画の策定に当たっては、政策上の課題や重点的に行うべき施策を考える参考とするため、第 3 期計画に掲げる各施策の実績について検証を行いました。その結果、今後次の取組が求められると捉えました。



- ・文化鑑賞及び発表の機会充実とともに、特に子どもに対して体験型の施策を講じ、豊かな感性や創造性を育むこと。
- ・一人ひとりが新しい価値を生み出す存在となり、社会全体が活性化することを目指すため、文化や芸術を「創造する」機会の充実を図ること。
- ・オリンピック・パラリンピック文化プログラムを活用した創造活動支援を図ること。
- ・オリンピック・パラリンピック文化プログラム等の施策により、文化を通じた人・社会・世代をつなぐ活動を支援すること。
- ・県民等の自発的で創造性ある動きを支援するアーツカウンシルを設立し、活用を検討すること。

### ○ 文化振興を担う各主体の現状把握（課題と捉えていること）

第4期計画を実態に即したものとするため、県内の文化振興を担う各主体\*における活動の現状や課題等について、ヒアリングを通して把握を行いました。

※ 自治体（市／町）、文化施設（ホール、美術館等）、文化関係団体（特定非営利活動法人（NPO）や任意団体等）、企業（文化支援を行う金融機関）、アーティスト

その結果、各主体は次のような課題を持っていることが浮かび上がりました。

キーワード	課題
子ども、 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段文化と積極的に関わらない、機会を得られない若者へ「届ける」方策[自治体]</li> <li>・文化を通じた人材育成（子ども、次世代）[自治体]</li> <li>・地域資源を伝える教育の実施[文化関係団体]</li> <li>・産業分野（農業、食、花等）を文化と捉え、子ども向け体験事業を行う場合のプログラム構築[自治体]</li> </ul>
鑑賞、 体験機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズを踏まえた、劇場等に足を運べない方々に向けた（病院や福祉施設等を含む）出張公演や、アウトリーチ事業の実施[自治体、文化施設]</li> <li>・管内住民の来場を促す公演企画の充実[自治体、文化施設]</li> </ul>
事業企画、 制作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他と一線を画した事業創出力・営業企画力を持つ継続的な活動展開[文化関係団体、企業]</li> <li>・実施事業を選定する際の公共性・公平性の維持[企業]</li> <li>・活動の趣旨に共感し参加できるアーティスト、スタッフ（ボランティア）の確保[アーティスト]</li> <li>・アート活動を通じた、豊かな発想力、想像力、柔軟性、感情や感覚の伝達手法の確立[アーティスト]</li> </ul>

キーワード	課 題
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化活動の対外的認知度の向上[企業]</li> <li>・施設独自の広報誌等のツールが必要[文化施設]</li> </ul>
地域文化資源の保存、活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や自然、景観等地域の文化資源の磨き上げと活用[自治体]</li> <li>・文化財(個人所有を含む。)の修復、保存と財源確保(助成制度活用)[自治体]</li> </ul>
地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化を生かした賑わい創出、地域経済活性化の方策[自治体]</li> </ul>
他分野連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉等他分野での「音」を機軸とした新たな取組と、関連企業・団体等との連携[自治体]</li> <li>・庁内他部署における文化関係施策との連携[自治体]</li> <li>・自治体を含めた地域コミュニティとの連携強化[企業]</li> </ul>
文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が文化創造活動を行う場の整備(拠点施設の新設、更新、機能集約)[自治体]</li> <li>・文化会館を市の文化振興の拠点に位置付けた施設間のネットワーク強化[自治体]</li> <li>・修繕費の増額及び大規模修繕に伴う休館等への対応[文化施設]</li> </ul>
文化活動支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体の文化活動推進の核となる支援体制(アーツカウンシル)の構築[自治体]</li> <li>・民間の支援団体(アートNPO等)の育成及び団体間の交流の促進[自治体]</li> <li>・レジデンス事業におけるアーティストの宿泊施設不足[文化施設]</li> <li>・地域に存在する空き家の活用(賃貸・リノベーション)[文化関係団体]</li> </ul>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化行政に携わる職員及び予算の減少、人事異動による継続性や蓄積の不足[自治体]</li> <li>・専門的人材の育成及び確保、自主事業企画に係る財源不足[文化施設]</li> <li>・文化や芸術分野以外の法制、会計、情報処理等の専門的な知識を備えた人材の育成[文化施設]</li> <li>・施設全体の運営経費を賄うための収益事業の拡大[文化施設]</li> <li>・組織運営の安定(収入規模が年度ごとに大きく変動)[文化関係団体]</li> <li>・営業活動を担える人材不足、新規雇用[文化関係団体]</li> <li>・社会貢献活動に対する職員の意欲の維持・向上(マナー化による参加者の固定化、若手職員の無関心)[企業]</li> </ul>

キーワード	課 題
評価、検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗管理・事業効果の検証[文化関係団体]</li> <li>・他分野へのインパクトの検証を含む、計画策定の手法[文化関係団体]</li> <li>・指定管理業務仕様書に定められた目標値の達成（目標値の適正性[（公立）文化施設]</li> </ul>

#### ○ 第4期計画で県が推進すべき政策

前述の「第3期計画の振り返り」と「各主体の現状把握」を踏まえ、第4期計画においては、以下の点を県が推進すべき政策として設定します。

- ・文化の享受が基本的人権であることに鑑み、様々な属性を持つ人々に、**多様な文化を享受する機会**を保障する施策を展開すること。  
特に、将来を担う**子どもや若者**に対し、**体験を通して文化・芸術・技能**を身近に感じることができる機会を提供すること。
- ・社会に新しい価値をもたらすアーティスト等による文化芸術の**創造活動を実現**するための環境を整備すること。
- ・**地域の文化資源**を守り、人々の関心を高めつつ活用、発信すること。
- ・人間の様々な活動は文化とつながっているという認識のもと、**社会の様々な分野と文化が連携**し、地域・社会の**課題への対応**に向け、文化の持つ力の活用を図ること。
- ・文化に関し、その主体となる個人や文化支援団体を**社会が支え続けていく体制**を構築すること。

成果指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
県内文化施設（概ね300人以上の公立ホール） [利用者数]	7,495,456人	7,700,000人
1年間に文化・芸術の観賞、活動を行った人 [割合]	—	75%
富士山の世界遺産としての価値を理解している人 [割合]	—	50%

## 第4期計画施策の体系図

## 県が推進すべき政策

### 基本目標

#### 感性豊かな地域社会の形成

##### <ふじのくに芸術回廊の実現>

～文化を享受し、創造し、支える人を  
育てるとともに、文化活動を行う環境  
や仕組みを整えます～

##### <計画期間>

4年間（2018年度から2021年度）

### 環境の変化

#### ◎静岡県を取り巻く環境変化

##### ○県人口の減少

・平成20年以降、自然減に加え製造業不振等により主に働き盛り世代が流出。平成25年の減少数は、全国ワースト2位。

##### ○グローバル化の進展

・通信・交通網が発達し、ヒト・モノ・カネの移動の高速化・広範囲化が図られる一方、競争の激化から様々な格差が生じている。

##### ○東日本大震災の発生(平成23年3月)

・復興プロセスにおける文化・芸術が果たす役割に改めて注目が集まっている。

##### ○ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックの県内開催

・国内外から多くの観光客の来訪が期待される。

#### ◎日本の文化政策を巡る環境変化

##### ○劇場法の制定(平成24年6月)

・「文化拠点」であるとともに「新しい広場」「世界への窓」「公共財」として、公立文化施設が担う役割の重要性が認識される。

##### ○文化芸術基本法の改正(平成29年6月)

・「様々な属性に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境整備」の必要性、「文化芸術により生み出される価値を、他分野の発展、継承及び創造につなげること」の重要性等の明記。

##### ○ロンドン五輪(平成24年)文化プログラム

・単に集客的イベントではなく、地域的・社会的課題への対応を政策的に組み込んだ。

##### ○地域における文化振興機能の強化

・各地で文化支援のための専門機関(通称:アーツカウンシル)が設立されている。

○文化の享受が基本的人権であることに鑑み、様々な属性を持つ人々に、多様な文化を享受する機会を保障する施策を展開すること。  
特に、将来を担う子どもや若者に対し、体験を通して文化・芸術・技能を身近に感じることができる機会を提供すること。

○社会に新しい価値をもたらすアーティスト等による文化芸術の創造活動を実現するための環境を整備すること。

○地域の文化資源を守り、人々の関心を高めつつ活用、発信すること。

○人間の様々な活動は文化とつながっているという認識のもと、社会の様々な分野と文化が連携し、地域・社会の課題への対応に向け、文化の持つ力の活用を図ること。

○文化に関し、その主体となる個人や文化支援団体を社会が支え続けていく体制を構築すること。

## 6つの重点施策

### 豊かな感性を育む文化振興

#### ① 子どもが文化と出会う機会の充実

感受性豊かな時期に多様な文化に出会い、豊かな感性や創造性が育まれる機会の提供及び充実を図ること  
で、本県の将来を担う人材を育成する。

#### ② 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり

県民、文化団体等に文化活動の機会を提供すること  
で、文化に出会い、親しむことで生み出される多様な  
価値観を尊重し、人々が共生できる社会環境づくりを  
行う。

### 新たな価値を生み出す文化振興

#### ③ 創造活動の実現と環境づくり

文化プログラムの推進及びアーツカウンシルによる  
支援等を通して県内での文化創造活動の充実を図り、  
世界へ静岡の文化を発信する。

#### ④ 文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上

本県の多様で個性ある文化資源について、再認識や掘  
り起こしを行い、創造活動と結び付けることで、その  
価値や地域の魅力を高める。

### 人・社会・世代をつなぐ体制づくり

#### ⑤ 地域・社会の様々な課題への文化力の活用 ー文化「が」ささえるー

文化プログラム等の推進により、新しいネットワーク  
の形成等を図り、地域・社会の様々な課題に対応する  
文化と他分野との協働に対する支援を充実する。

#### ⑥ 文化を支援する機能の強化 ー文化「を」ささえるー

アーツカウンシルの設立、県内市町への助言や協力及  
び関係機関同士のネットワークの形成等により、地域  
の文化を支える役割を担う人材・団体等の育成を推進  
する。

## 主な具体的取組

ふじのくに子ども芸術大学(①)

こどもたちの文化芸術鑑賞推進事業(①)

音楽文化振興事業(①)

県立美術館の展覧会や専門性を生かした事業(①②)

県文化財団によるグランシップ企画事業(①②)

ふじのくに芸術祭(②③)

ふじのくに地球環境史ミュージアム展示、企画事業(①②)

オペラ県民講座(②⑥)

S P A Cの舞台芸術活動による世界的発信、鑑賞事業等活動(①②③)

文化プログラムによる文化芸術振興(③)

伊豆文学フェスティバル(④)

文化資源データベース(④)

文化財等の保存と活用(④)

文化プログラムによる他分野との連携、地域課題への対応(⑤)

文化的価値を生かした産業及び観光の振興(⑤)

ふじのくに文化情報センター、Webサイト「ふじのくに文化情報」(③⑥)

アーツカウンシル設立(③⑥)

静岡国際オペラコンクール(③⑥)

マネジメント能力向上のためのセミナー、ゼミ(⑥)

## 第1章 | 文化振興の基本目標

### 1 第4期計画の基本目標

#### 感性豊かな地域社会の形成

##### <ふじのくに芸術回廊の実現>

～文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う  
環境や仕組みを整えます～

### 2 基本目標の考え方

第3期計画で掲げた基本方針の「感性豊かな地域社会の形成」を、県文化振興基本条例の掲げる本県の文化政策が目指す姿と捉え、またこの考えを、同じく基本目標に掲げていた『ふじのくに芸術回廊の実現』という言葉で表しました。

これらを合わせ、平成30年度から概ね10年間を見据えた新たな静岡県文化振興基本計画の「基本目標」として設定します。

#### ◎ 感性豊かな地域社会とは

日本は、戦後からの急激な高度経済成長の時代を経て、ゆるやかな成長を目指す成熟した社会に移行しつつあります。

このような社会では、それまで重視されていた「物質」「経済的効率」等に代わり、「心の安らぎ」「人のつながり」等が社会をささえる理念として求められていきます。

この理念を、県文化振興基本計画では第1期から「感性」と表現し、それが満たされる状況を「感性豊かな地域社会」と表してきました。このことは、静岡県の文化政策が目指す姿として、今後も基本目標に掲げていきます。

#### ◎ ふじのくに芸術回廊とは

古来、東西文化が交わる本県は、日本文化の象徴である富士山をはじめとする美しく変化に富む自然のもとで、豊かで多様な文化資源を有しています。

名所・旧跡、歴史的建造物、民話や伝説、田遊びなどの伝統芸能、自然景観や動植物、食・特産品、文学作品等のゆかりの地など、人々を惹きつける、魅力的な「場の力」を持っています。その多彩さから、本県はまるで回廊を巡るかのよう、次々に新たな感動や刺激に出会える地域であると言えます。

例えば、伊豆半島から遠州を巡る「海の道」、東海道などの街道に行く「陸の道」、河川をさかのぼり山や里をつなぐ「川の道」など、地理的に回廊と言えるものや、人々の営みにより創り出された、「文学」「歴史」「ものづくり」などの文化資源をたどることで、より具体的に多くの文化の回廊としての特色を見出すことができます。

県では、こうした文化資源の価値を改めて認識し、地域に住む人々が誇りを持ち、さらにその魅力を生かした地域づくりが、県内のあらゆる地域で活発になるよう効果的な施策を展開することにより、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化に出会うことができる「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指します。

## ◎ 文化活動とは

本県では、条例に基づき、計画的に文化振興に取り組んでいます。

その際、文化振興の基本的な考え方として、(文化の／を)「享受」、「創造」、「支える」という3つの要素をもって、「文化活動」と表し(条例第2条「基本理念」より)、それぞれの要素を担う人を着実に育て、また文化活動を進めるための環境や仕組みを整えることが、本県の文化力の向上、ひいては地域社会の振興と暮らし環境の充実につながると考えています。

### 「享受する」

感じる、味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く…  
など、五感を使って文化を認知、享受、体験する活動

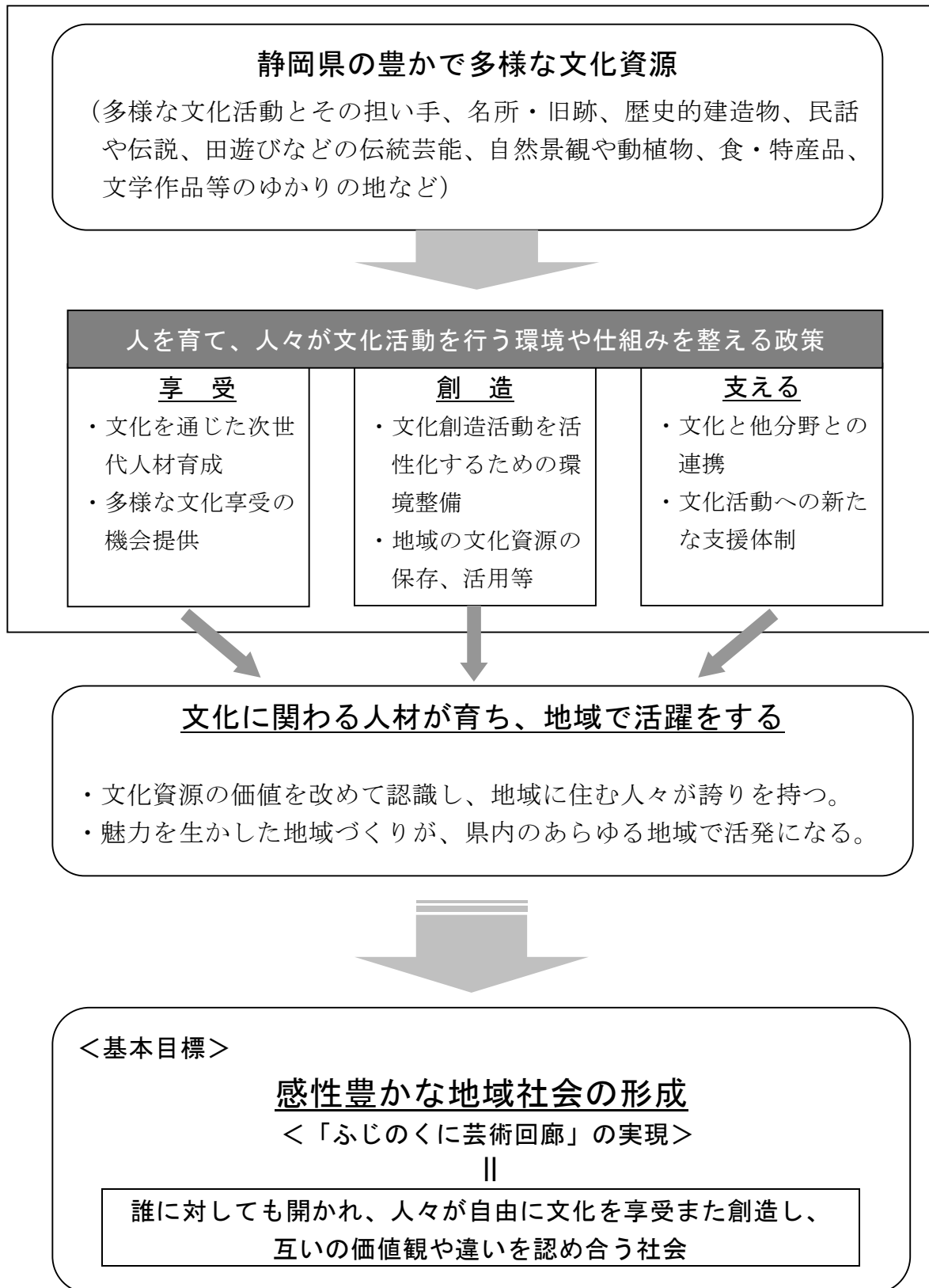
### 「創造する」

形にする、表現する、演奏する、演じる、活用する…  
など、自由で多様な価値観に基づき、文化を創造し発展させる活動

### 「(文化を) 支える」

文化活動を下支えする、つなげる、運営する、広報する、発信する、伝承する…など、文化を支援、共有し、伝えていく活動

文化に親しむ人や地域の文化を知る人が地域に多くいること、質の高い芸術文化を創造する人や地域の文化をより高度にしていく人が本県から数多く生まれること、そして、それらを応援し輪を広げていくことで地域に根付かせていく人が活躍すること、これらの要素により文化力を向上させ、静岡県が誰に対しても開かれ、人々が自由に文化活動に関わりながら、互いの価値観や違いを認め合う社会となることを目指します。





### 1 重点施策

「基本目標（概ね10年間）」を達成するために、今期計画（4年間）では、6つの「重点施策」を設定し、これに基づく各事業を実施していきます。

#### 豊かな感性を育む文化振興

重点施策1 子どもが文化と出会う機会の充実

重点施策2 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり

#### 新たな価値を生み出す文化振興

重点施策3 創造活動の実現と環境づくり

重点施策4 文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上

#### 人・社会・世代をつなぐ体制づくり

重点施策5 地域・社会の様々な課題への文化力の活用

—文化「が」ささえる—

重点施策6 文化を支援する機能の強化

—文化「を」ささえる—

本章では、6つの重点施策ごとに、次の記述を行います。

- 現状と課題
- ◆ 重点施策を進める上での考え方、活動指標及び目標値
- 県の具体的取組

## 豊かな感性を育む文化振興

### 【推進すべき政策】

文化の享受が基本的人権であることに鑑み、様々な属性を持つ人々に、多様な文化を享受する機会を保障する施策を展開します。特に、将来を担う子どもや若者に対し、体験を通して文化・芸術・技能を身近に感じることができる機会を提供します。

### 【推進のポイント】

#### ○学校における文化・芸術・技能教育の充実

- ・県文化施設における鑑賞事業の拡充
- ・子どもに対する文化権等の理解促進に向けた取組の実施
- ・技芸を磨く実学の奨励（学校教育における演劇の活用等）

#### ○音楽文化の振興

- ・グランシップ「音楽の広場」の充実
- ・プロオーケストラを活用した音楽振興事業の拡充
- ・多様な場で音楽に親しむ機会の拡充、県内各地でのオペラ講座の開催

### 重点施策 1

#### 子どもが文化と出会う機会の充実

感受性豊かな時期に多様な文化に出会い、豊かな感性や創造性が育まれる機会の提供及び充実を図ることで、本県の将来を担う人材を育成する。



ふじのくに子ども芸術大学



中高生鑑賞事業

### ■ 現状と課題

- ・ふじのくに子ども芸術大学など、子どもが文化に触れるための事業については、鑑賞・体験者からは高い満足度が得られました。しかし、日頃文化と積極的に関わらない、また機会を得られない子どもへの働き掛けは十分ではありません。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・県は、将来の社会を担う子どもに対し、創造性を育み、また自らの持つ価値観に基づき、多様な文化に出会い、体験する機会の提供を拡大します。

- ・県は、関係する文化施設を有効に活用し、県内各地の全ての子ども達が多様な音楽や舞台芸術、伝統文化等を観賞し、体験できる環境づくりを進めます。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
ふじのくに子ども芸術大学 [受講者数]	607人	1,000人
S P A C公演の中高校生鑑賞事業 [参加者数]	14,060人	21,000人
音楽文化振興事業 [参加者数]	3,301人	3,300人

## ● 県の具体的取組

### 〔ふじのくに子ども芸術大学〕

- ・県は、県内の小中学生を対象とした個人参加の体験・創造講座を実施し、第一線で活躍するアーティスト等との交流を通じ、多様な文化に出会い、身近に親しむ機会を提供します。  
参加者の拡充を図るため、教育機関だけではなく、地域コミュニティに対しても広報を充実させ、事業認知度の向上を図ります。

### 〔「技芸を磨く実学」の奨励〕

- ・県は、一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツなどの様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進するとともに、郷土を担う子どもの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりを推進します。芸術の分野では、S P A C（静岡県舞台芸術センター）の舞台芸術作品の鑑賞者拡大や、学校教育での演劇の活用等を図ります。

### 〔こどもたちの文化芸術鑑賞推進事業〕

- ・県は、県内中学生を対象に、文化施設（グランシップ、県立美術館等）での本格的な舞台芸術や音楽、美術館における絵画・彫刻の鑑賞機会を参加者の拡充を図りつつ提供します。

### 〔県の施設・機関における鑑賞・体験機会の提供〕

- ・県立美術館は、園児、児童、生徒を対象とした教育普及プログラム、学芸員の出張美術講座等の美術作品の鑑賞・普及事業や、ワークショップなどの多彩な実技体験講座を実施します。また、大学生以下の観覧料無料化の取組などにより、美術作品を鑑賞する機会の拡大を図ります。
- ・県文化財団は、グランシップを拠点として、音楽や伝統芸能などの多彩な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、学校をはじめとして県内各地への出前公演や体験型ワークショップの実施などにより、身近な場所で文化に触れる機会を拡充します。

- ・SPACは、劇場を広義の教育機関と捉え、「世界を見る窓」としての舞台芸術作品の提供に努め、中高生を招待する「舞台芸術鑑賞事業」「高校演劇ワークショップ」「スパカンファン・プロジェクト」「シアタースクール」などの実施により、子どもたちがトップレベルの舞台芸術に触れる機会を拡大します。
- ・県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財に対する子ども達の理解を深めるため、これらの展示・公開や体験授業、学校への出前授業などを実施します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムでは、子ども達の自然への関心を醸成するため、年間を通じて学生・子ども向けの体験型講座などを実施します。また、県内の小中学校等を巡回するミュージアムキャラバンなどの移動ミュージアムの取組を充実させます。

#### **〔音楽文化振興事業〕**

- ・子どもを無料招待する音楽公演及び子ども向けワークショップ事業を対象に、事業を実施する県内のプロオーケストラに対し助成するとともに、より多くの子どもが音楽の楽しさや魅力を実感できるよう、事業の充実について助言します。また、専門家等による事業評価の結果をオーケストラに伝えることで、ワークショップの質の向上を図るよう助言します。

## 多様な価値観を表現し、尊重する環境づくり

県民、文化団体等に文化活動の機会を提供することで、文化に出会い、親しむことで生み出される多様な価値観を尊重し、人々が共生できる社会環境づくりを行う。



静岡県立美術館ロダン館



グランシップ「音楽の広場」

### ■ 現状と課題

- ・ 県立美術館、グランシップ等の県文化施設を活用した舞台芸術や美術作品の鑑賞機会を通して、県民が世界の様々な文化に触れることに貢献しました。また、県内各市町でも音楽等の様々なイベントや事業が活発に催され、文化の創造や発信が行われました。しかし、劇場等に足を運べない方々に向けた鑑賞や体験等の機会拡大に向けた取組が不足しています。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・ 私たちは、文化に出会い親しむことで、文化そのものの楽しさを味わうとともに、他者の価値観や考え方が様々にあり、そしてそれを尊重する大切さを学ぶようになります。  
一方、現代では交通・通信網、メディア環境が発達し、ヒト・モノ・カネ・情報の移動の高速化、広範囲化が図られ、競争の激化から様々な格差が生じています。これに対し県は、様々な属性や置かれた状況に関わらず、県民等が自由に、多様な文化に触れることができる機会を、関係施設での事業や各種施策を通して拡大していきます。
- ・ ここでの「文化団体等」には、市民サークル、アートNPO等様々な形があり、県はそれぞれが行う文化活動に係る環境の充実を図ります。  
また「文化活動」には、県民等が行う文化を鑑賞する、体験する、制作する、発表する等様々な行為が含まれます。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
県立美術館[来館者数]	239,984人	240,000人
S P A Cの公演等[鑑賞者数]	35,316人	42,000人
ふじのくに芸術祭[参加応募者数]	10,484人	11,000人

## ● 県の具体的取組

### 〔学校教育における文化政策の理解促進〕

- ・県は、児童・生徒等に対する文化権、文化の公共性等の理解促進に向けた取組を行います。

### 〔県文化施設における鑑賞・体験機会の提供〕

- ・県立美術館は、コレクションを活用した展覧会を開催するほか、国内外の作品を借り受けた特別展、移動美術展などを開催し、作品鑑賞の機会の拡充を図ります。また、学芸員の専門性を発揮したワークショップやセミナーを実施します。
- ・県文化財団は、国内外のトップアーティストの招へい公演や県民参加型の音楽イベント「音楽の広場」など、上質で多彩な企画事業を実施するとともに、文化を通じた国内外との交流を促進します。  
特に、文化ホール機能の強化に重点を置き、県民参画や地域の文化団体、市町の公立文化施設等との連携を含めた事業を積極的に推進します。
- ・S P A Cは、静岡芸術劇場及び舞台芸術公園を拠点にトップレベルの舞台芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、参加者が俳優と一緒に戯曲を読む「リーディング・カフェ」などのアウトリーチ活動を積極的に実施し、県民が舞台芸術に親しむ機会を拡大します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、常設及び企画展示や年間を通じた体験型講座などの館内活動の充実を図るとともに、移動ミュージアムなどのアウトリーチ活動に取り組み、多くの県民が本県の自然や歴史を学ぶ機会を充実させます。

### 〔音楽文化の普及拡大〕

- ・県は、県民が多様な場（音楽ホールや劇場に加え、屋外、公共施設及び民営施設等）で音楽に親しむことができるよう演奏会の開催を支援するなど、音楽文化の裾野を広げることで、本県全域が音楽の都として魅力を高めていくよう施策を推進します。
- ・県は、オペラ文化の普及を図るため、静岡国際オペラコンクールの入賞者が参加する「オペラ県民講座」を県内各地域で実施し、県民等がオペラを身近に感じる

ことができる機会を提供します。

#### 〔芸術祭・美術展の開催〕

- ・ 県は、県民が文化活動に参加する機会を充実するため、県文化協会や、市町、障害者福祉団体、NPO団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」「静岡県障害者芸術祭」「静岡県すこやか長寿祭美術展」を開催します。  
「ふじのくに芸術祭」は、県民が文化活動を通して多様な価値観に触れることができる機会であり、参加応募者の拡大を図るため、分野の拡大と効果的な広報を行います。

#### 〔文化を通じた国内外との交流拡大〕

- ・ SPACは、海外からトップレベルの劇団を招へいする「ふじのくにせかい演劇祭」を開催し、世界的な舞台芸術作品の鑑賞機会を県民へ提供するとともに、舞台芸術を通じた国際交流を推進します。
- ・ 県は、友好協定を締結している中国（浙江省）、韓国（忠清南道）をはじめ、世界各地との文化を通じた民間交流を促進します。

#### 〔文化活動に関する情報提供〕

- ・ 県は、Webサイト「アトリエふじのくに」を運営し、市町や文化団体等が実施する芸術、伝統文化、食などのイベントを掲載し、県内の多彩な文化活動に関する情報を県内外へ情報発信します。

#### 〔文化活動への顕彰等〕

- ・ 県は、県内で実施される美術、音楽、伝統芸能等の文化活動に対して「知事賞」などの顕彰を行うとともに、その展覧会や発表会を後援し、活動を支援します。
- ・ 県文化財団は、文化活動を通して県民生活の向上や活力ある郷土づくりに功績があった人や団体を顕彰します。

## ■ 新たな価値を生み出す文化振興

### 【推進すべき政策】

社会に新しい価値をもたらすアーティスト等による文化芸術の創造活動を実現するための環境を整備するとともに、地域の文化資源を守り、人々の関心を高めつつ活用し、発信します。

### 【推進のポイント】

#### ○SPACを中心とした「演劇の都」静岡の発信

- ・SPACの海外公演（2018年パリ公演『マハーバーラタ』等）及び県外公演の充実

#### ○オール静岡での文化プログラムの展開

- ・県民や民間団体との協働による静岡らしい文化芸術振興プログラムの実施

### 重点施策3

#### 創造活動の実現と環境づくり

文化プログラムの推進及びアーツカウンシルによる支援等を通して県内での文化創造活動\*の充実を図り、世界へ静岡の文化を発信する。

※ ここでは、独自性と創造性を伴う表現、作品及び仕組みづくりの活動を指します。



SPAC『マハーバーラタ』



ふじのくに芸術祭舞踊公演

### ■ 現状と課題

- ・SPACの舞台芸術創造活動を通して、本県の知名度が向上するとともに、県民の誇りが醸成されました。一方で、県内の様々な活動主体（アーティスト、文化団体等）に対する創造の場の提供が十分ではありません。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・文化や芸術を創る、生み出すことは、人として有する権利（表現の自由、主体性の尊重、個性の重視）に基づく活動です。



- ・ 県は、文化に関する魅力ある創造活動や作品が静岡の大きな魅力となることから、制作のための環境を整えるとともに、本県から生まれた作品や取組の発信を充実していきます。  
また、芸術作品とともに、創造活動に携る人や組織も県の文化資源であると考え、支援を行います。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの取組は、オリンピックの重要な構成要素であり、その実施はオリンピック憲章で定められています。
- ・ 県は、独自の支援の仕組みを通じて、文化プログラムの成果を様々な形で政策推進に生かしていきます。重点施策 3 では、文化芸術振興を目的としたプログラムを推進するとともに、この仕組みを生かし、「アーツカウンシル」の設立を図ります。

活動指標	現状値 (2016 年度)	目標値 (2021 年度)
S P A C の公演[公演数]	145 回	145 回
静岡県文化プログラムの認証[件数]	—	累計 1,000 件 (2020 年度)
ふじのくに芸術祭[参加応募者数] (再掲)	10,484 人	11,000 人

## ● 県の具体的取組

### 【「文化プログラム」の推進】

- ・ 県は、文化プログラムの推進のため、平成 27 年度に準備委員会、平成 28 年に推進委員会を立ち上げ、「文化資源調査」「モデルプログラム」の実施を経て、平成 29 年度からは本格的なプログラム展開に取り組んでいます。
- ・ 静岡県の文化プログラムは、『地域とアートが共鳴する』をテーマとして、「多様性」「多極性」「持続性」を重点とし、2020 年以降も各プログラムの内容を継続・発展できるようにするため、民間団体等の活動を主体として様々なネットワーク形成を図りつつ、協働によりオール静岡としての多彩なプログラムを展開していきます。
- ・ 文化の自主性と創造性を尊重しつつ、専門的かつ長期的視点に立ち、新たな文化創造の仕組み・環境を整えるためには、行政とは異なった組織体制が必要と考えることから、静岡県は、文化プログラムで得た文化や芸術支援のノウハウ、人材、仕組み等を活用し、文化振興の専門機関である「アーツカウンシル」※を設立します。(関連項目：P. 29)

※ アーツカウンシル：「高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関（全国公立文化施設協会より引用）」

### 〔SPACの舞台芸術活動の推進〕

- ・SPACは、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、演劇、舞踊などの新たなオリジナル作品を継続して創作し、県内外や海外（2018年パリ公演『マハーバーラタ』等）で公演を行います。これにより、本県では舞台芸術への関心が高まり、SPACを中心に関係団体や愛好者等の裾野が広がっていきます。このような「演劇の都」としての本県の文化的魅力を、国内外へ発信します。
- ・SPACは、世界的なダンサーが、静岡の子どもたちとともに「世界中の子どもたちが未来への希望を取り戻すことができるダンス」をコンセプトに新しい舞台を創造する「スパカンファン・プロジェクト」や、小学生から高校生の子どもとその保護者に、演劇の魅力を講義から実技、鑑賞を通して体験してもらうプログラム「シアタースクール」などにより、次代の舞台芸術を担う人材育成を充実させます。
- ・県は、SPACの総合演出による「ふじのくに野外芸術フェスタ」を県内各地で開催し、舞台芸術を通じて本県の魅力の発信やにぎわいを創出するとともに、国内外からの誘客により交流の拡大を図ります。

### 〔芸術祭・美術展の開催（重点施策2再掲）〕

- ・県は、県民が文化活動に参加する機会を充実するため、県文化協会や市町、障害者福祉団体、NPO団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」「静岡県障害者芸術祭」「静岡県すこやか長寿祭美術展」を開催します。

### 〔顕彰や情報発信を通じた創造支援〕

- ・県は、芸術・文化・学術活動を通じ、顕著な実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して「文化奨励賞」を授与し、その活動を顕彰します。
- ・県文化財団は、文化情報総合サイト「ふじのくに文化情報」や情報誌「GRANSHIP」での活動の発信などにより、県内のアーティスト活動を支援します。

### 〔静岡国際オペラコンクールの開催〕

- ・県は、静岡文化芸術大学や浜松市、企業などとの連携により、次代を担う若手声楽家の登竜門として、また声楽分野のコンクールではアジア初となる「国際音楽コンクール世界連盟」に加盟している「静岡国際オペラコンクール」を3年ごとに実施します。  
コンクールは、静岡の文化価値を高める役割を担っていることから、開催状況を国内外に向けて発信します。

文化資源の発掘と創造活動による地域の魅力向上

本県の多様で個性ある文化資源について、再認識や掘り起こしを行い、創造活動と結び付けることで、その価値や地域の魅力を高める。



民俗芸能フェスティバル



富士山世界遺産センター

■ 現状と課題

- ・県内の文化財の保存や管理を適切に行うとともに、文化資源の情報を収集・把握しました。しかし、文化財に関心のある人の割合は横ばいの状況であり、文化財を未来につなげるために、活用し発信していく手段が十分に構築されていません。また、世界遺産の文化的価値の認知を更に広める仕組みが必要です。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・本県には、富士山に代表される美しい自然景観、歴史的建造物、伝統的な祭礼行事や有形・無形の文化財など、豊かで多彩な文化資源が数多くあります。また、地域の暮らしに根付いた風習や習慣なども、地域独自の貴重な文化資源です。
- ・県は、文化施策を行うことで、こうした個性ある文化資源への再認識と掘り起こしを促すとともに、県民の創造活動や観光資源としての基盤となるべく、その価値や魅力をさらに高めていくよう取組を拡大します。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
しずおか文化財ウィーク[参加者数]	205,483人	220,000人
伊豆文学賞[応募者数]	410人	450人
地域に誇りに思う文化資源があると思う人[割合]	59.1% (2015年度)	70%
富士山世界遺産センター[来館者数]	—	30万人/年
世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等[受講者数]	4,060人	4,500人

## ● 県の具体的取組

### 〔文化財等の適切な保存・管理〕

- ・ 県は、市町と連携し、有形・無形の文化財や民俗芸能、記念物、埋蔵文化財、伝統工芸などを後世に引き継いでいくため、継続的な学術調査を実施し、文化財的価値を明らかにすることにより、文化財の指定・登録等を進めます。
- ・ 県は、文化財の保存・修理事業を実施する市町や文化財所有者及び埋蔵文化財調査事業等を実施する市町に対して助成を行います。
- ・ 県は、大規模災害時における文化財救済のため、「静岡県文化財等救済ネットワーク会議」の開催や救済活動に関わるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」の育成などを行い、体制の整備を進めます。

### 〔文化財の公開・活用〕

- ・ 県は、県民が楽しみながら気軽に文化財と触れ合い、学習できる機会を提供するため、各市町と連携して、文化財の公開、実演、シンポジウム等を開催します。
- ・ 県は、地域で育まれた身近な文化財に親しむ「しずおか文化財ウィーク」を各市町との連携により実施し、文化財に対する県民の関心を高めます。
- ・ 地域の活性化や地域の歴史・文化に関する教育活動の充実に向けて、文化財の効果的な活用を図ります。

### 〔文学ゆかりの文化資源の発掘・発信〕

- ・ 伊豆地域は、川端康成、井上靖など数々の著名な小説家の作品の舞台となった「文学の地」であることから、県は、同地域を中心とした県内の風土、歴史等を題材とした小説、随筆などを表彰する「伊豆文学賞」を実施し、その魅力を発信します。

### 〔世界遺産の文化的価値の発信〕

- ・ 県は、文化的価値が認められ世界遺産に登録された富士山を、人類共通の財産として後世に継承していくため、山梨県や関係市町村等と連携し、「富士山世界遺産センター」を拠点として、適切な保存管理等に関する総合的な施策を推進します。
- ・ 県は、世界遺産「富士山」及び韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の普遍的価値について県内各地で県民講座等を開催し、広く県民に周知することで後世へ継承していきます。

### 〔景観の保全と創造〕

- ・富士山、伊豆半島、駿河湾、浜名湖など本県を印象付ける広域景観においては、公共施設のデザインの高質化、屋外広告物の適正な規制・誘導等を進め、市町と協力して、良好な景観を保全・形成するとともに、専門アドバイザーの派遣、セミナーや研修会の開催等により、市町の取組をけん引、支援します。

### 〔文化資源に関する情報発信〕

- ・県は、県内各地域にある文化資源の効果的な情報発信を図るため、市町等と連携し、「文化資源データベース」へ情報を集約します。
- ・Webサイト「アトリエふじのくに」において、祭りや神事等の伝統行事、食文化など、県内の多彩な文化資源に関する情報を県内外へ発信します。
- ・県文化財団は、県内の自然や歴史、民俗、生活文化などをテーマとした書籍「しずおかの文化」を発行し、文化資源の存在や価値について県民の再認識を促すとともに、次世代へ継承していきます。

## 人・社会・世代をつなぐ体制づくり

### 【推進すべき政策】

人間の様々な活動は文化とつながっているという認識のもと、社会の様々な分野と文化が連携し、地域・社会の課題への対応に向け、文化の持つ力の活用を図ります。また、文化に関し、その主体となる個人や文化支援団体を社会が支え続けていく体制を構築します。

### 【推進のポイント】

#### ○文化を通じた社会的弱者への支援

- ・文化プログラムの推進（「障害者芸術祭」との連携）
- ・障害のある方が活躍するプログラムの推進及び支援（「カルチュラル・パラリンピアード」等）

#### ○アーツカウンシルの設立

- ・専門的人材を配置し、県民の文化活動等を支援する体制の整備

### 重点施策5

地域・社会の様々な課題への文化力の活用 ―文化「が」ささえる―

文化プログラム等の推進により、新しいネットワークの形成等を図り、地域・社会の様々な課題に対応する文化と他分野との協働に対する支援を充実する。



静岡県文化プログラム 1000 日前フォーラム



文化プログラム（「表現未満、」プロジェクト）

### ■ 現状と課題

- ・近年、社会の様々な分野における文化の持つ価値の活用について、大きく注目が集まっています。例えば平成 23 年 3 月の東日本大震災の復興の過程においては、文化がコミュニティ再生等に大きな役割を果たしました。県では、文化団体情報の収集・公開や、文化プログラム推進等の施策に取り組んでいますが、文化の持つ価値を活用する仕組みは十分ではありません。  
また、市町や文化団体等と連携した取組も十分ではありません。

## ◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・県は、文化政策の実施を通して、寛容の精神に基づき社会のあらゆる人々の多様な価値観を互いに認め合う、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）<sup>\*</sup>の実現を目指します。

※ いかなる人も社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていくという考え方（関連項目：P.32）

- ・社会の幅広い分野（教育、医療・福祉、まちづくり、産業など）において、文化の価値や力は、従来の課題・問題を解決するヒントや糸口となることがあります。また、文化がそうした役割を果たし、存在感を発揮することで、継続的な文化振興を図るうえで重要な文化を「支える」人や団体の活動の場を広げていくことにもなります。

これは、従来の「いかにして文化や芸術（に係る作品や人）を振興・支援していくか」に対する、新しい視点であると言えます。

文化「を」社会が支えると同時に、文化「が」社会を支えるものであることを、実績を基に検証しつつ、文化という存在が人間社会にとって必要不可欠なものであることを県内外に伝えていきます。

- ・様々な分野における創造の活動環境の充実により、アートNPO等の中間支援組織が強化されることで、それに関わる新たな仕事や雇用の創出につながります。やがて、静岡県が「文化で生計を立てることができる」地域となることを目指します。

- ・質の高い文化資源を企業等が活用することで、製品やコンテンツの高付加価値化が図られ、産業の競争力強化につながります。

そのような狙いからも、県は文化の創造環境の支援を行っていきます。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
静岡県文化プログラムの認証のうち、他分野と連携している取組[件数]	—	累計 300 件 (2020年度)
文化に期待することとして、「地域・社会の課題への対応」を挙げる人[割合]	—	50%

## ● 県の具体的取組

### 〔文化プログラムにおける文化芸術による地域・社会課題対応に向けた取組〕

- ・県は、文化芸術と他分野との協働により、地域や社会の課題に対応しようとする文化プログラムに対して支援を行います。

また、文化プログラムを通して、障害の有無や年齢、社会的環境の違いに関わらず、誰もが文化や芸術にアクセスし活用できるようにするための取組を進めます。

- ・ 県は、文化プログラムを通して、民間団体等の活動に対し資金、人材（プログラム・コーディネーター）及び広報等の支援を行うことで、文化「が」（社会を）支える状況の実現を目指します。
- ・ 県は、文化プログラムの支援や認証等を通して、市町や文化団体との関係強化を図るとともに、関係主体間の連携構築を支援します。

#### 〔障害のある方の文化活動への支援〕

- ・ 県は、多様性を認め共生社会を具現化するパラリンピックの精神を尊重し、これに関する文化プログラムを「カルチュラル・パラリンピアド」として推進し、障害のある方が文化を通して社会と双方向の関係を築くことができるよう支援します。
- ・ 県は、文化プログラムを通して「障害者芸術祭」等を推進し、障害のある方の文化芸術活動の発表の場を設け、広く県民に紹介することにより、社会参加への支援と障害福祉への理解を促進します。

#### 〔本県の特色ある地域資源による生活文化の向上〕

- ・ 静岡県が世界に誇る特色ある地域資源を生かした「食の都」「茶の都」「花の都」の都づくりを通じて産業の振興を図り、その文化と魅力を発信します。
- ・ 本県が全国の茶の中心地である「茶の都」として、静岡茶の魅力を国内外に伝え、茶業の振興を図るため、産業・文化・学術の各分野の情報集積・発信機能を持った「ふじのくに茶の都ミュージアム」を運営します。（平成 30 年春開館）

#### 〔文化を生かした観光地域づくり〕

- ・ 静岡県には、世界文化遺産の富士山や韮山反射炉をはじめとした、独自の地域資源があります。本県の自然、産業、歴史等を生かした観光地域づくりを推進するとともに、そうした取組を観光業だけでなく、農林水産業や商工業など多様な業種と連携させることにより、地域全体の取組に波及させていきます。
- ・ 県は、地域のイメージ向上や活性化等を図るため、市町やロケ支援団体と連携し、本県の魅力ある観光資源を活用して映画・ドラマ等の撮影の誘致を促進します。



## 文化を支援する機能の強化 ー文化「を」ささえるー

アーツカウンシルの設立、県内市町への助言や協力及び関係機関同士のネットワークの形成等により、地域の文化を支える役割を担う人材・団体等の育成を推進する。



静岡県文化プログラム推進拠点



静岡国際オペラコンクール

### ■ 現状と課題

- 文化振興を担う団体間の交流促進（市町等文化行政推進連絡会議）や活動団体等の情報発信（データベース“ささえるチカラ”）については、一定の実績があります。しかし、文化活動を支援し専門的人材を育成する体制は未整備です。

### ◆ 重点施策を進める上での考え方

- 静岡県が、人々が自由に文化に親しみ創作活動を行う地域、また、文化創造の主軸となるアーティスト等が安定的かつ継続的に県内で活躍する地域となるためには、文化を「支える」仕組みが不可欠です。
- 県は、今後文化を「支える」機能の中核を担う存在として、オリンピック・パラリンピック文化プログラムにおける支援の方法を検証しつつ、その仕組みを活用し、「アーツカウンシル」設立を図ります。
- 「劇場法」の成立（平成24年）以降、文化施設は、県民等の文化活動や交流の中心となる場所としてその存在が重視されています。県民等にとって、文化施設がより日常的に身近で親しみやすい場となるよう、県民、有識者及び指定管理者等と協働し、機能向上に努めます。また、老朽化等による必要な施設修繕については、利用者の利便性と安全性に配慮しつつ、適切な対応を進めていきます。

活動指標	現状値 (2016年度)	目標値 (2021年度)
アーツカウンシルの設立	—	設立
“ささえるチカラ” データベース[登録件数]	105件	130件
県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティング[参加者数]	80人	150人

## ● 県の具体的取組

### 〔アーツカウンシルの設立〕

- ・県は、文化プログラムの実績を検証しつつ、その仕組みを活用・発展させ、アーツカウンシルを設立します。

その具体的機能、体制及び評価手法等については、静岡県文化政策審議会等の意見を伺いながら検討を行い、決定します。

### 〔静岡国際オペラコンクールの開催（人材育成）〕

- ・県は、静岡文化芸術大学や浜松市、企業などとの連携により、次代を担う若手声楽家の登竜門として「静岡国際オペラコンクール」を3年ごとに実施し、世界各国のオペラ界で活躍する若手人材を輩出します。

### 〔オペラ文化の普及拡大（重点施策2再掲）〕

- ・県は、オペラ文化の普及を図るため、静岡国際オペラコンクールの入賞者が参加する「オペラ県民講座」を県内各地域で実施し、県民等がオペラを身近に感じることができる機会を提供します。

### 〔SPAC県民劇団事業〕

- ・「県民が県民の力で作品を創造し、SPACの劇場で公演を行えるようになるまで支援する」ことを目的とした事業として、公募により選出された県民による劇団が、制作面でのアドバイスや、照明・音響等の機材の技術的な援助を経て、劇団として自立するよう支援します。

### 〔ふじのくに文化情報センター（県文化財団）〕

- ・県文化財団は、県民の文化活動支援強化のための「ふじのくに文化情報センター」において、文化活動に関する相談、ネットワークの形成等を行います。  
また、Webサイト「ふじのくに文化情報」を運営し、県内文化関係団体、アーティスト、施設等を紹介します。

### 〔公立ホール連携支援研修事業の実施〕

- ・県文化財団は、公立文化施設の事業担当者等のマネジメント能力の向上や施設間のネットワークを築くことを目的に、アートマネジメントに精通した有識者等を

講師とし、施設に共通するテーマに関する討論や、オリジナル事業の企画や実施を内容とする「県公立ホール連携支援研修事業」を通年で実施します。

#### 〔アートマネジメント分野の教育・研究の推進〕

- ・静岡文化芸術大学は、美術館や文化施設、実演芸術団体等の非営利の芸術組織が長期に渡り公的な使命を達成していけるよう、社会科学系教員と音楽・美術・演劇などの芸術系教員が連携して、アートマネジメント教育を行います。

#### 〔文化関係者の情報共有、ネットワーク強化〕

- ・県は、市町の文化行政担当課職員、公立文化施設職員などで構成する「市町等文化行政推進連絡会議」を通じ、国の動きや県・市町の施策、公立文化施設の取組など文化に関する情報共有を図るとともに、市・施設間での協働事業を促進します。
- ・県は、効果的な施策展開を図るため、県内の様々な教育・研究機関との連携を図ります。
- ・県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。
- ・県文化財団は、県公立文化施設協議会を通じ、相互の活動に関する情報共有を図るとともに、県内公立文化施設全体のレベルアップを図ります。

#### 〔文化活動を支える団体等の情報収集と活動支援〕

- ・県は、文化力の向上や継承・発展に寄与する活動を行っている団体、人材を“ささえるチカラ”と位置付け、活動内容や社会的役割を紹介する情報サイトを公開し、その取組を発信します。

#### 〔文化活動のための資金調達制度の利用〕

- ・文化施設等の継続的な活動のためには、国や各種団体の助成制度を活用し資金を調達する必要があるため、県や県文化財団は、それらの制度の情報を文化施設等にわかりやすく伝え、助成制度の活用促進を図ります。
- ・文化活動の活発化に向けて、県内の企業メセナ活動がさらに盛んになることが望まれます。県は、企業メセナに関する協議会と連携を図り、メセナ活動の促進に向けた効果的な方策を検討します。

## 2 推進主体の役割

計画の実効ある推進を図るため、文化を支える各主体に期待される役割について記載します。また、文化振興における県の推進体制を明確にします。

### (1) 県の立場と役割

県の文化活動の主役は、県民です。県は、文化振興が重要な地域のための政策であるという視点に立って、県民の文化活動が活発に行われるよう、基礎自治体である市町をはじめ、文化施設や文化団体、NPO、企業など様々な主体間の調整や支援等、県にしかできない事業を推進します。

#### 1 県全体の政策推進

本県全体の文化力の向上を図るため、地域における文化振興の重要性についての理解を広め、また様々な主体の行う活動に対し適切な支援を講じるなど、本計画の全県的な展開に努めます。特に市町には、地域の文化振興に重要な役割を担っていることから、積極的に連携及び支援を行っていきます。

#### 2 文化的格差の解消（文化権の保障）

例えば、小規模自治体や中山間地域においては、文化施設の設置や運営が難しく、また都市部への交通アクセスが困難であるなどの「文化の地域間格差」があります。居住地域に関わらず優れた文化に触れる機会を確保するため、県では、広域的な施策取組や自治体間の連携を進め、文化活動における地域間格差の解消に努めます。

また、年齢、性別、職業、身体的特徴等の区別なく人々が文化に関わる機会の提供に努め、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）\*の実現を目指します。

※ いかなる人も社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方

#### 3 多様な政策分野との連携の促進

政策の推進に当たり、文化力の多様な分野への活用や効果的な文化振興を進めるため、まちづくりや産業振興、景観の維持など、関連する他の政策分野との連携を促進します。

#### 4 世界的に評価される事業の推進

文化による魅力ある地域づくりを進めるためには、芸術性の高さや独自の創造性により誇りを持って国内外に発信できる芸術活動が不可欠です。世界的に評価される事業を率先して行い、それを本県の文化として国内外へ発信することで、新たな交流や文化創造につなげていきます。

## 5 「支える活動」への支援の充実

県は、県民や文化団体等が文化を支える活動を支援するアーツカウンシルを設立します。また、創造の活動環境の充実により、県内での新たな仕事や雇用の創出につながる仕組みを検討します。

### (2) 文化を支える主体に期待される役割

県以外の文化に関わる主体（以下に代表的事例を列挙）には、次のような役割が期待されます。

#### ア 基礎自治体（市／町）

- ・住民と直接関わる自治体として、地域に必要な文化振興政策を主体的に実施する。
- ・関連文化施設の運営（ハード面／ソフト面）の充実を図るとともに、様々な分野の課題に対し、文化的アプローチによる対応を図る。

#### イ 文化関係施設（文化ホール、美術館、博物館、図書館等）

- ・展示や公演等の企画制作、発表機会の提供、普及啓発、調査研究、必要な人材の育成等。
- ・劇場法の趣旨を念頭に置き、地域社会の絆の維持及び強化を図り、共生社会の実現に向けた事業を展開する。

#### ウ 民間団体（文化団体、NPO、任意団体等）

- ・団体の目的及び実情に応じて、自主的かつ主体的に文化活動やその活用等に取り組むとともに、必要に応じて自治体や他の団体等と連携を図りながら、地域住民のニーズに応える活動を行う。

#### エ 企業

- ・企業の理念や業種の特徴等を生かし、文化団体、アーティスト、アートプロジェクトや文化施設等に対して直接的間接的な支援を行うことで、企業価値の向上をも実現する。

#### オ アーティスト

- ・自身の芸術活動によって新たな価値を生み出すとともに、人々や社会とアートをつなぎ、文化に触れる楽しさや魅力、文化の公共性を伝える。

### (3) 県の文化振興の推進及び連携体制

県には、県立美術館、県コンベンションアーツセンター「グランシップ」、県舞台芸術公園をはじめとする県有施設や、出資団体である(公財)静岡県文化財団、(公財)静岡県舞台芸術センター(S P A C)などの推進機関があります。

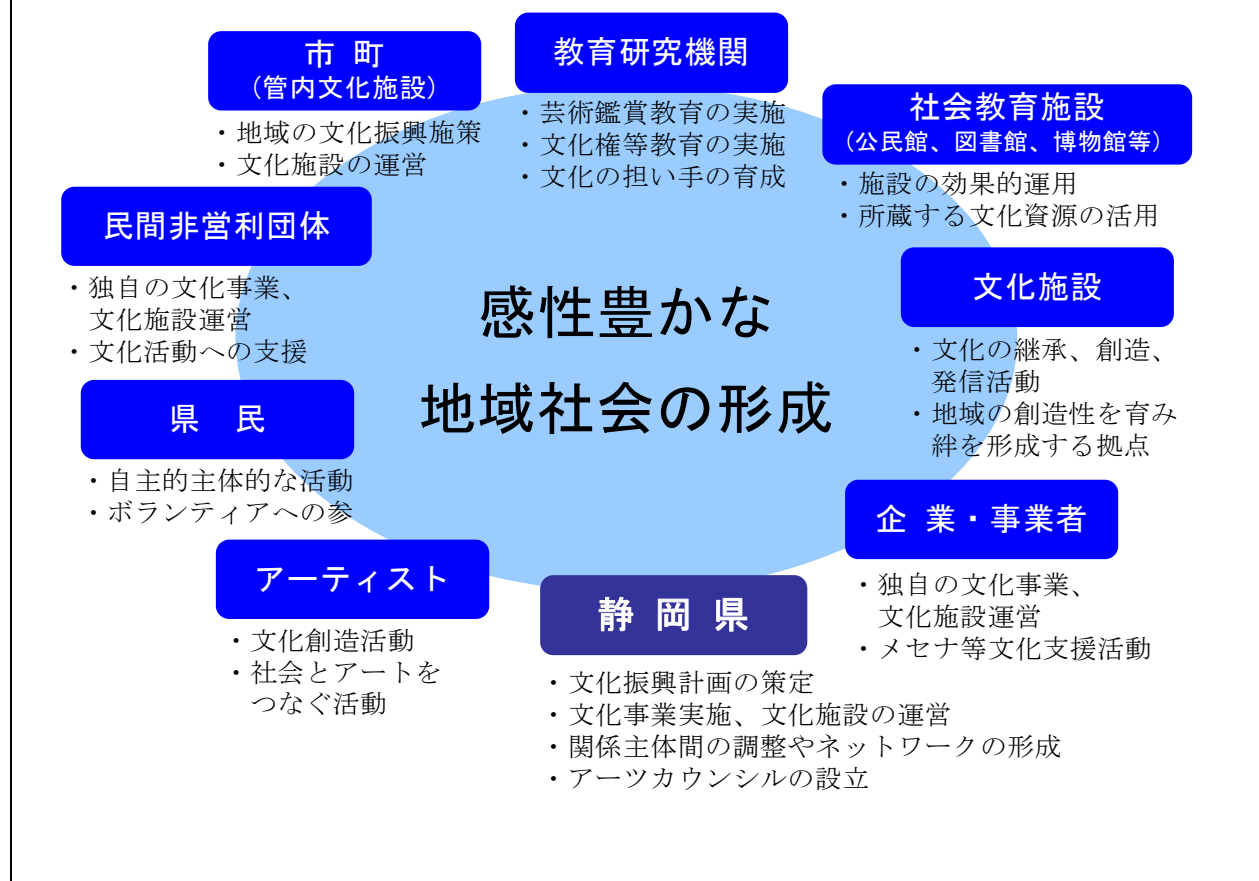
本計画の推進に当たっては、これらの施設・機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ります。

さらに、市町をはじめ、大学等の教育機関、文化施設、アートNPOなど文化関係団体や企業等様々な主体との相互連携を推進します。

県は、自らも文化振興の主体として施策を展開しつつ、様々な主体間の調整や支援等を積極的に行うことで連携による成果を高め、県民等の文化活動を支えていきます。また、今後設立するアーツカウンシルについては、社会全体の文化振興の連携について重要な役割を担うべく、機能を構築します。

#### 多様な文化振興の主体との連携

—それぞれの主体が多様な連携を図ることで、感性豊かな地域社会の形成を目指す—



### 1 政策評価について

#### (1) 「政策評価」とは

政策評価とは「政策に関する情報を集め、分析や比較を試し、その結果を取りまとめて提示する価値中立的なツール」※とされています。

国においては、平成13年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）」が制定され、PDCAサイクル（「Plan（企画立案）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（次の企画立案への反映）」）とKPI（Key Performance Indicators（重要業績評価指標））方式が政策評価において一般化しています。この方式は、現場状況を数字で把握できるメリットがあるものの、数値化が困難な政策に関しては評価が難しく、問題の因果関係を探り、その問題の原因を解決する方法を論理的に考えるためのツールとするのは困難であるという課題があります。

また、地方自治体においては、実質的には実績測定（Performance Measurement）が政策評価と混同されるなどの状況にあります。

※ 山谷 清志 他著『政策学入門』（法律文化社発行、2003年）

#### (2) 文化政策と「評価」

文化政策の分野においても、政策の有効性を確認して企画立案の妥当性を判断し、政策の修正や変更につなげていく必要がありますが、ここでは、政策評価に共通の課題と、文化政策という分野の特徴から起こる課題が考えられます。

政策評価に共通する課題としては、第一に、政策のインプット（入力）→アウトプット（出力）→アウトカム（効果、成果）の流れが明確に説明されているとは言い難いことが多く、第二に、評価の前提である、「政策」－「施策」－「事業」が体系づけられ、上位の目的を下位の手段が達成する「目的→手段」の関係に必ずしもなっていないことが挙げられます。

また、文化政策分野の特徴として、政策の効果が表れるまでに長期間を要すること、因果関係が必ずしも明確でないこと、直接的な数値化が困難な政策目標が多いことなどから論理化が難しいという課題が考えられます。

#### (3) これまでの政策評価へのアプローチ

第4期計画は、6つの「重点施策」によって構成されています。これは静岡県としての基本目標（第1章）を達成するための手段であり、それぞれの「重点施策」の下に複数の事業が配されています。

それぞれの事業が予定通りに遂行されたかを測るには、あらかじめ何らかの指標に対して目標を設定し、達成度を確認します（実績測定）。

しかし、事業の実績測定は、事業改善のような現場の改善には活用できますが、そのまま上位の施策評価となるわけではなく、測定された数値や状況が施策上どのような意味を持つのかについて検討する必要があります。定量的データ、定性的データをそれぞれ定量的・定性的に分析し、その結果を施策の目的と照らし合わせて判断していくことが求められます。

さらに、6つの重点施策の評価を総合的に検討し、政策目標の達成度合いや政策目的との整合性等を勘案して政策評価を行うこととなります。

静岡県では、第3期計画において、6つの重点施策ごとに実績測定の指標を設定し測定結果を公表していますが、これまでのところ、施策評価、政策評価の実施には至っていません。文化施策、政策評価に関する共通課題への対応とともに、文化施策、政策評価それぞれに関する課題に対し現実的な手法を検討する試みが必要と考えられます。

## 2 第4期計画における取組

第4期計画においては、「政策評価」に向けて以下の取組を行います。

### (1) 実績の把握と施策評価の実施

6つの重点施策ごとに主要な施策について、活動指標及び目標値を設け、毎年度末にその実績に基づく達成度を取りまとめ公表します。さらに、その要因を分析するとともに、施策に対する各事業の貢献等について検討することで、施策評価に取り組みます。

なお、計画策定後に、文化に関する新たな課題が生じた場合は、その状況や動きに対する施策を講じていきます。

### (2) 政策評価の手法検討及び実施

文化政策評価には、現在のところ確定的な手法があるわけではありません。政策評価を行うということは、政策の在り方を考えることであり、それぞれの「事業」－「施策」－「政策」の相互関係に注目したうえでその在り方を見直すことにも通じます。

今後は、静岡文化芸術大学や静岡大学等の研究者とも協働し、文化政策の実践的な「政策評価」のあり方について、検討を進めていきます。

その上で、第4期計画期間内に、政策を対象とした中間評価及び総括評価を行います。

また、結果を今後の評価手法の構築に生かしていきます。



# 資 料 編

- 1 用語解説
- 2 県有施設・機関の役割
- 3 計画策定までの経緯
- 4 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 5 静岡県文化振興基本条例

**■ レガシー（遺産）（P 4）**

先人たちが遺した有形・無形のものごと。オリンピック・パラリンピックとの関係としては、大会開催に伴う有形無形の社会的変化を意味する。2002年に国際オリンピック協会（IOC）が、オリンピック憲章に「オリンピック開催都市並びに開催国にレガシー（遺産）を残すことを推進する」と追記した。

**■ アーツカウンシル（P 5ほか）**

高い専門性を持つスタッフが、芸術文化の振興を目的に、各種芸術文化事業への助成を中心とした支援を行う独立機関（全国公立文化施設協会ホームページより引用、P21再掲）」

日本での例：アーツコミッション・ヨコハマ（横浜市、2007年7月）、沖縄版アーツカウンシル（沖縄県、2012年8月）、アーツカウンシル東京（東京都、2012年11月）、大阪アーツカウンシル（大阪府・市、2013年7月）、アーツカウンシル新潟（新潟市、2016年9月）など

**■ 特定非営利活動法人（NPO）（P 5ほか）**

NPOは、non-profit organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、福祉やまちづくり、環境保全など様々な社会的活動を行うことを目的とした民間組織の総称。

**■ アウトリーチ（P 5）**

文化・芸術に接する機会が少ない人々、自ら劇場等に足を運ばない人々等に対し、ホール、美術館及びアーティスト側から、様々な団体及び施設等に出向き、公演やワークショップ等活動を行うこと。

特に、子ども達を対象としたアウトリーチ活動は、将来の観客を育てることにつながると言われる。

**■ レジデンス事業（P 6）**

国内外の芸術家がひとつの地域に一定期間滞在し、創作活動を行う制度や事業。滞在期間中、芸術家は創作過程の公開や地域の人々との交流等を行う。アーティスト・イン・レジデンス。

**■ SPAC（静岡県舞台芸術センター）（P15ほか）**

「Shizuoka Performing Arts Center」の略称。専用の劇場・稽古場を拠点とし、俳優、舞台技術・制作スタッフが活動を行う日本で初めての公立文化事業集団。舞台芸術作品の創造と上演とともに、優れた舞台芸術の紹介や舞台芸術家の育成を事業目的として活動している。

平成7年設立（初代芸術総監督鈴木忠志、平成19年度二代目宮城聰）。

平成29年7月、SPACは世界的な演劇の祭典「アヴィニョン演劇祭」（仏）に公式プログラムとして招聘され、メイン会場「法王庁中庭」で同演劇祭のオープニングを飾った（『アンティゴネ』（演出：宮城聰））。

■ **ワークショップ**（P16 ほか）

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。本来「作業場」や「工房」を意味するが、現代では、芸術分野以外にも学校教育、企業研修、住民参加のまちづくりなど、多彩な領域で行われる「体験型講座」を主に指す。

公共ホールや学校等を会場とし、参加者全員が自発的に作業や発言を行える環境が整え、運営される形態が一般的。

■ **静岡県文化財等救済ネットワーク**（P24）

東海地震等の大災害から文化財等を守るため、大学、博物館、NPO、行政等の関係団体が連携して活動するネットワーク。平成29年11月現在、56団体が加盟。

■ **静岡県文化財等救済支援員**（P24）

東海地震等の大災害から文化財等を守るため、平常時の災害対応準備、災害発生時の文化財等の救出、一時保管等を行うボランティア。県の登録制。平成30年1月現在、369人が登録。

■ **ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）**（P27 ほか）

いかなる人も社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

■ **中間支援組織**（P27）

地域に根付いた活動や課題解決を目指す活動などを行う組織が必要とする「資金や情報などの資源」の紹介、助言、仲介、人材育成、相談を行うなど、多様な面から支援する組織をいう。

組織としては、NPO 法人のほか、公益法人や社会福祉法人、法人格を持たない任意団体など、様々な形態がある。

■ **県公立文化施設協議会**（P31）

静岡県の公立文化施設の連携・研究によってその機能を十分に発揮し、地域文化の振興と文化芸術の発展に寄与することを目的とした組織。現在36施設が加入、会長館はグランシップ。なお、公立文化施設の全国組織として「公益社団法人 全国公立文化施設協会」がある。

■ **企業メセナ**（P31）

企業による、社会貢献の一環として行う芸術文化支援のこと。「メセナ」とは、「芸術文化支援」を意味するフランス語。

■ **重要業績評価指標（Key Performance Indicators, KPI）**（P35）

目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標のこと。

現在の組織の状況を表す様々な数値などの中から、進捗を表現するのに最も適していると思われるものが選択される。

## 2 県有施設・機関の役割

県文化振興において、様々な県有施設及び機関が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの基本理念及び施設の概要等を記載します。

### (1) 静岡県立美術館

#### ○基本理念／目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。  
(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

#### ○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	131,941.96 m <sup>2</sup>	
建 物	本 館	ロダン館
構 造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9,238.51 m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3,024.36 m <sup>2</sup> )
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、収蔵庫 3 室、講堂、講座室、 実技室、レストラン、カフェ	展示室 (1・2 階)、関係資料コ ーナー
開 館 日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日

#### ○組織概要

設 立 年	昭和 61 年 4 月開館 (平成 6 年 3 月ロダン館開館)
設立目的	優れた美術作品の収集と展示を通じ、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するとともに、県の美術文化の発展を図る。
組 織	館長、副館長、総務課、学芸課
職 員 数	23 人
運 営 の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供する。</li> <li>・「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。</li> <li>・講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動の場となる。</li> </ul>
特長及び 事業内容	<p>「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17 世紀以降の日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした作品や本県ゆかりの作家、作品を特長としている。また、ロダンの鑄造作品や近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催</li> <li>・移動美術館、講演会、美術館教室 (学校連携普及事業)、創作週間などの開催</li> <li>・県内の公私立美術館の補完的役割</li> </ul>

## (2) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

### ○基本理念／目的

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。

(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

### ○施設概要

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号	階数	地上12階・地下2階
敷地面積	36,009 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m <sup>2</sup>	建築費	50,227 百万円 (完成時)
延床面積	60,630 m <sup>2</sup>	開館日	平成11年3月13日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、会議室(19室)、映像ホール、託児室、練習室、文化情報センター、レストラン・カフェ、グランシップ広場(敷地面積14,531 m <sup>2</sup> )、静岡芸術劇場、駐車場(400台収容)等		

### ○組織概要

指定管理者	公益財団法人静岡県文化財団
設立年	昭和59年5月22日設立
設立目的	各種の文化芸術の振興事業、国内外との交流事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。
組織	理事長、副理事長(館長)、専務理事(支配人)、事務局長、事務局(総務課、事業課)
職員数	35人
運営の基本方針	次の4本を柱として、事業を展開する。 1 上質で多彩をより身近に 2 県民との繋がりと広域的な協働・交流 3 安全・安心・快適な施設運営と経営の安定化 4 働きやすい職場づくり
特長及び事業内容	・グランシップ指定管理者として、企画事業および貸館事業等を担う。 ・県内の文化活動を支援する中間支援組織として、相談、助成、顕彰及びネットワークの形成事業等を行う。

### (3) 静岡県舞台芸術公園

#### ○基本理念／目的

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。

(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

#### ○施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢 100 番 1
敷地面積	約 21 ヘクタール
延床面積	6747.30 m <sup>2</sup>
建築費	8,249 百万円
開館日	平成 9 年 3 月
主要施設	野外劇場、アトリエ棟、稽古場 A・B 棟、本部棟、研修交流宿泊棟 A～F 棟、倉庫、資材倉庫

#### ○組織概要

指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)
設立年	平成 7 年 7 月 21 日
設立目的	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
組織	理事長 芸術総監督兼副理事長、芸術局長、芸術局(制作部、文芸部、創作・技術部、演技部) 専務理事兼事務局長、事務局(総務課)
職員数	82 人
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立の劇団として、県民をはじめ多くの人に舞台芸術作品に触れる機会を提供する専門機関である。常設の専用劇場と稽古場を持ち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つである。</li><li>・ 舞台芸術の創造と公演(専属スタッフによる独自の作品の制作・上演、国内外の優れた舞台芸術作品の上演や舞台芸術の国際的イベントの定期的な開催)</li><li>・ 舞台芸術に関する人材の育成</li><li>・ 舞台芸術に関する活動の支援</li></ul>

#### (4) ふじのくに地域環境史ミュージアム

##### ○基本理念／目的

「“ふじのくに”の地域学の創造と人・交流・連携が導く知の拠点づくり」を目指す。

##### ○施設概要

所在地	静岡市駿河区大谷 5762（県立静岡南高校跡地）
敷地面積	58,927.36 m <sup>2</sup>
建 物	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延床面積 9,334.49 m <sup>2</sup>
開館日	平成28年3月26日
主要施設	展示室、企画展示室、講堂、講座室、学校記念室、キッズルーム、図鑑カフェ、収蔵室、研究室、実験室、実習室

##### ○組織概要

設 立 年	平成27年4月1日
設立目的	郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。
組 織	館長、副館長、企画総務課、学芸課
職 員 数	13人
運 営 の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館として、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図る。</li> <li>・高い専門知識を有する優秀なスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや大学等と研究協力をを行いながら、県内はもとより日本、そして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を展開する。</li> </ul>
特徴及び 事業内容	<p>人と自然との関わりの歴史から「百年後の静岡が豊かであるために」は何が必要かを問いかけ、来館者が自ら学び、考える「思考するミュージアム」をコンセプトにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境史、地質・岩石・地震、昆虫、脊椎動物、植物、化石(古生物)の6分野における調査研究</li> <li>・自然史資料の収集保管</li> <li>・常設展示や企画展示のほか、年間を通じた多彩な体験型講座などの館内活動</li> <li>・県内全域の小中学校を中心に巡回展示するミュージアムキャラバンなどのアウトリーチ活動</li> </ul>

(5) 公立大学法人静岡文化芸術大学

○基本理念／目的

- ・実務型の人材を養成する大学  
豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
- ・社会に貢献する大学  
地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する“開かれた大学”として地域社会及び国際社会の発展に貢献する。

○組織概要

設 立 年	平成 12 年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成 22 年公立大学法人が運営する大学に移行
設立目的	地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。 また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。 (学則第 1 条)
組 織	【法人】理事長、副理事長、理事、事務局 【大学】学長、副学長、文化政策学部（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）、デザイン学部（デザイン学科）、大学院（文化政策研究科、デザイン研究科）、文化・芸術研究センター、事務局
職 員 数	157 人（教員 86 人、事務職員 71 人）
特長及び事業内容	文化力・デザイン力のある実務型の人材を養成 【教育面】教養教育：バランスのとれた知識 導入教育：SUAC 生としての基礎づくり 実践教育：社会の中で役立つ力 外国語教育：国際的に活躍する力 専門教育：充実した学びの中で専門性を深める 【研究面】重点的に取り組む研究：1) ユニバーサルデザイン 2) 多文化共生を含む文化政策 3) アートマネジメント 【地域貢献】社会人聴講生・科目別履修生制度や一般向け公開講座開催等による「開かれた大学」の実現



## (6) 静岡県埋蔵文化財センター

### ○基本理念／目的

埋蔵文化財保護の中核的機関として、調査や研究、修復を行うとともに、埋蔵文化財の公開や活用を通じて、県民文化の向上に寄与する。

### ○施設概要

所在地	静岡市清水区蒲原 5300-5 ※旧庵原高校施設を活用
敷地面積	13,781.19 m <sup>2</sup>
延床面積	10,797.27 m <sup>2</sup>
開館日	平成23年4月（平成28年10月現地に移転）
施設	基幹施設：埋蔵文化財センター 事務所：長泉（駿東郡長泉町納米里）
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化財保護法に基づき、国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財を後世に残すため、記録保存のための本発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行う。</li><li>・また、埋蔵文化財の活用を通じた文化財保護の意識を醸成するために、出土品の展示、児童・生徒向けの体験授業・出前講座や一般県民向けの考古学セミナー・技術体験などを実施する。</li></ul>

## (7) 静岡県立中央図書館

### ○基本理念／目的

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。(静岡県文化センター設置条例)

### ○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53-1
敷地面積	5,674.7 m <sup>2</sup>
延床面積	8,816 m <sup>2</sup> (地上3階、地下1階)
開館日	大正14年4月 (昭和45年4月現地に移転)
施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、事務室、講堂、会議室、中会議室、小集会室A、B、展示室
運営の基本方針	・県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。
資料の保有状況	図書資料 820,541 冊 視聴覚資料 14,473 点

※ 静岡県文化センターを構成する(1)図書館 (2) 講堂、会議室その他の施設のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。

## (8) 静岡県富士山世界遺産センター

### ○基本理念／目的

富士山にかかる包括的な保存管理及び富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供等の拠点となる。

### ○施設概要

所在地	富士宮市宮町 5-12
敷地面積	約 6,100 m <sup>2</sup>
延床面積	約 3,400 m <sup>2</sup>
開館日	平成 29 年 12 月 23 日
施設	映像シアター、展示室、研修室、ライブラリー、ミュージアムショップ等
運営の基本方針	・基本コンセプトである「永く守る」・「楽しく伝える」・「広く交わる」・「深く究める」の諸活動をバランスよく展開し、センターにおける活動成果の全てを「連ねる」ことで、「富士山学」を体系化し、世界遺産「富士山」の価値を探求する活動を展開する。
施設の位置付け	・世界遺産としての富士山の保護、保存の役割を担う拠点であるとともに、学術調査機能などを併せ持つ施設。
展示構成	ガイダンス展示、常設展示 (導入、聖なる山、美しき山、未来へ守り伝える)、企画展示、シアター

### 3 計画策定までの経緯

日付	区分	内容
平成 29 年 2 月 22 日	文化政策審議会	平成 28 年度第 1 回 ・次期計画の対象期間及び策定スケジュール等の説明及び方向性について検討
平成 29 年 3 月 16 日 ～ 平成 30 年 1 月 16 日	次期文化振興基本計画策定ワーキンググループ	毎月 1 回程度開催（全 10 回開催） ・次期計画の方向性及び骨子（基本目標や重点施策等）の検討
平成 29 年 5 月 25 日	文化政策審議会	平成 29 年度第 1 回 ・次期計画の基本的な方針及び構成について検討
平成 29 年 9 月 6 日 ～ 平成 29 年 10 月 16 日	県内の文化振興を担う主体（市町、文化関係施設、市民団体等）	・各主体の活動、課題等の把握及び県の政策への要望等の聴取
平成 29 年 11 月 7 日	文化政策審議会	平成 29 年度第 2 回 ・計画中間案の審議
平成 29 年 11 月 16 日 ～ 平成 29 年 12 月 1 日	県文化協会及び関係団体、ヒアリング実施団体	・計画案に対する意見募集
平成 29 年 12 月 22 日 ～ 平成 30 年 1 月 12 日	県民意見提出手続（パブリックコメント）	・計画案に対する意見募集
平成 30 年 2 月 6 日	文化政策審議会	平成 29 年度第 3 回 ・計画案の審議

#### 4 静岡県文化政策審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
横山 俊夫	静岡文化芸術大学学長	会長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	副会長
石川 善久	静岡県高等学校文化連盟会長、静岡県立掛川東高等学校校長	
伊藤 静雄	静岡県中学校文化連盟会長、静岡市立清水飯田中学校校長	
岩崎 尚子	株式会社アール・ピー・アイマネージャー	
掛井 一也	株式会社静岡新聞社編集局次長兼文化生活部長	
久保田香里	静岡デザイン専門学校校長	
久保田 翠	特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ理事長	
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科教授	
坂野 真帆	株式会社そふと研究室代表取締役	
澤田 澄子	公益社団法人企業メセナ協議会事務局長	
田中 章義	歌人、作家	
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	
田宮 話子	日本画家、常葉大学造形学部准教授	
仲道 郁代	ピアニスト、桐朋学園大学教授	
渡邊由美子	静岡県文化協会理事、静岡県オペラ協会会長	

(以上16名、敬称略)

任期：平成29年3月13日～平成31年3月12日（2年間）

(石川氏、澤田氏は平成29年9月5日～平成31年3月12日)

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 文化振興基本計画（第6条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第7条—第13条）

第4章 静岡県文化政策審議会（第14条—第20条）

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々に存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

- (1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。
- (2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。
- (3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人（以下「民間団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動（文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。）が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

## 第2章 文化振興基本計画

第6条

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

## 第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活

発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ふじのくに文化振興基本計画

平成 30 年 3 月発行

編集・発行 静岡県文化・観光部文化局文化政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話番号 054-221-2252